



がん患者 アピアランスケア推進事業 よくある問い合わせ

項目	No	質 問	回 答
対象者について	1	山鹿市に住んでいますが、住民登録は他市にあります。申請先はどちらになりますか？	申請日時点で住民登録がある方の市が申請先となります。
	2	申請日時点では山鹿市に住民登録がありますが、ウィッグを購入時点では他市に住んでいました。申請先はどちらになりますか？	申請日時点で住民登録がある方の市が申請先となりますので、山鹿市となります。
	3	今は山鹿市在住ですが、転出予定があります。もし交付決定後に転出した場合、請求はできますか？	申請日時点で山鹿市に住民登録がある方は、その後転出しても（転出日が申請日以降であれば）申請が済んでいる分については、補助金を受け取ることができます。
	4	現在、がん治療を受けていませんが、過去にがん治療を受けており、その治療によって脱毛の症状があります。対象となりますか？	対象となります。がん治療を受けたことがわかる書類（申請に必要な書類参照）をご提出ください。ただし、領収書の日付の翌日から起算して1年以内の申請が要件となります。
	5	他の自治体や民間団体にウィッグの補助を受けた場合は申請できますか？	他の制度で助成を受けた方は対象外としています。
補助対象等について	6	ウィッグは医療用のものが対象ですか？	がん治療に伴う脱毛に対応するためのものであれば、医療用のウィッグ以外でも対象となります。
	7	部分用ウィッグや毛髪付きの帽子は対象になりますか？	がん治療に伴う脱毛に対応するためのものであれば、部分用ウィッグや毛髪付きの帽子も対象となります。
	8	脱毛をカバーするための帽子は対象になりますか？	がん治療に伴う外見変化に対応するための帽子は対象となります。なお、医療用の帽子以外も対象となります。
	9	対象となるウィッグ、帽子、乳房補整具は1人1個に限られますか？	複数個購入の場合も対象となります。同じ区分の用具の申請は1人1回限りですので、複数購入した場合は、各区分ごとにまとめて申請してください。ただし、領収書の日付の翌日から起算して1年以内の申請が要件となります。
	10	ウィッグと乳房補整具を申請する場合、同時に申請しなければいけませんか？それぞれ申請できますか？	同時または別々の申請のいずれでも可能です。ただし、ウィッグと乳房補整具を別々で申請する場合は、申請書と添付書類はそれぞれ必要になります。
	11	人工乳頭は対象になりますか？	人工乳頭も人工乳房に含まれるため、対象となります。
	12	両側乳がんの場合、人工乳房の補助金額は上限額は4万円になりますか？	両側であっても、購入費に2分の1を乗じた額と20,000円のいずれか少ない方の額になります。
	13	乳房補整具は、乳がんによるものに限られますか？例えば、皮膚がんによる乳房切除をした場合など・・・	がん治療によるものであれば、申請可能です。
	14	乳房再建手術を受けました。手術費用は対象になりますか？	乳房再建手術の費用は対象になりません。
	15	ウィッグや帽子を自作するために購入した材料費は対象となりますか？	自作した場合の材料費は対象になりません。
	16	ウィッグや帽子、乳房補整具を購入する際に送料や手数料がかかりましたが、この分も対象となりますか？	購入する際にかかった送料、交通費、各種手数料は対象になりません。
	17	ウィッグの付属品、ブラシやケア用品等は対象になりますか？	ブラシやクリーナー等のケア用品、保存袋等の付属品は対象になりません。
	18	ウィッグ購入時に、美容院でヘアカットやセットをしてもらったが、これも対象になりますか？	対象にはなりません。
	19	購入費用に消費税は含まれますか？	購入費用には、消費税を含みます（税込金額です）。
	20	ポイント等で支払った金額は対象になりますか？	ポイント等で支払った金額も対象となります。ただし、領収書に記載の金額が、ポイント等で支払った分を含めた金額である必要があります。
	21	ウィッグをサブスクリプション方式の月額定額プランで利用している場合、対象となりますか？	「用具の購入」が対象となるため、サブスクリプションやレンタル利用の場合は対象となりません。
	22	ウィッグをレンタルする場合の代金は、対象になりますか？	
	23	インターネットオークションやフリーマーケット（フリマサイトを含む）で購入した場合も対象になりますか？	フリーマーケットや知人からの購入などの個人間取引による購入については、対象となりません。
	24	対象者がやむをえない事情で申請できません。代理人（配偶者や親など）が申請しても良いですか？	可能です。その場合、委任状（様式第2号）のご提出をお願いします。ただし、申請者の口座に振込となります。また、手続きの際に対象者および申請者の本人確認書類が必要です。



がん患者 アピアランスケア推進事業 よくある問い合わせ

項目	No	質 問	回 答
書類 について	25	18歳未満の子どもに購入したものについて、保護者が代理申請する場合はどうすればいいですか？	対象者が18歳未満の場合は、法定代理人（原則として親権を有する父母その保護者）が申請者として申請してください。委任状（様式第2号）は不要です。なお、その場合子どもと保護者の続柄が確認できる書類（続柄が入った住民票等）と保護者の本人確認ができる書類を添付して申請してください。
	26	領収書の宛名を上様でもらったが、申請は可能でしょうか？	領収書の宛名は、対象者本人のものでなければ申請できません。ただし、対象者が18歳未満の場合は、領収書の宛名が保護者でも申請可能です。
	27	領収書に内訳（品名や個数など）の記載がないが、申請は可能でしょうか？	領収書に加え、内訳（品名や個数など）がわかる書類があれば申請可能です。
	28	インターネットバンキングをやっているのに、通帳がありません。どうしたらいいのでしょうか？	口座番号等を確認できる書類があれば、通帳がなくても申請可能です。
	29	インターネット（クレジットカード決済）で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらいいのでしょうか？	インターネット（クレジットカード決済）で購入の場合は、領収書または領収書に代わるものとして、支払いをしたことが分かるものと、必要事項の全てが確認できるものをご提出ください。領収書については、販売店にご相談ください。
	30	申請書を書き間違えました。どうしたらいいのでしょうか？	金額以外の項目は、二重線を引いて、訂正してください。なお、交付申請額の項目について、金額の訂正はできませんので、書類の書き直しが必要となります。
相談 先	31	ウィッグや胸部補整具にどんなものがあるのか、どれを選んでいいのかわかりません。どこに相談したらいいですか？	がん相談センターへご相談ください。
	32	がんによる不安や悩みがあるのですが・・・どこに相談したらいいですか？	がん相談ホットライン、がん相談センターへご相談ください。